

名古屋都市計画

都市計画区域内市町村

豊山町

区域区分（市街化区域編入）、用途地域、特別工業地区及び名古屋空港周辺林先地区計画の変更に関する説明会

（説明会の開催日時及び場所）

日 時	平成21年7月17日（金） 午後7時から
場 所	豊山町社会教育センター 3階 視聴覚室（豊山町大字豊場字和合72番地）

（区域区分（市街化区域編入）について「愛知県決定」）

区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域との区分のことをいい、一般に「線引き」の都市計画と呼ばれています。区域区分は、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地形成を図ることを目的としています。愛知県では、平成22年度に都市計画区域の再編に合わせ区域区分の見直しを予定しています。この見直しに合わせ、旧空港用地の内、松ノ木島地区約3.4haと旧名古屋空港国際線旅客ターミナルを活用し大規模集客施設が立地している林先地区等約11.5haの区域を市街化区域へ編入することを予定しています。[裏面②参照]

（用途地域の変更について「愛知県決定」）

用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的として、住宅地、商業地、工業地等の主要な構成要素の配置及び密度について、公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画をもとに、土地利用の現況及び動向を勘案して定めるものです。

市街化区域への編入を予定している二つの地域には新たに用途地域を定めなければなりません。

松ノ木島地区は航空宇宙産業の中核をなす既存の大規模工場と一体的な土地利用が見込まれることから「工業地域」とします。林先地区は都市基盤が整い既に大規模集客施設が立地していることから「近隣商業地域」とします。どちらの地域も町都市計画マスタープランでは、現在の名古屋空港への機能転換後の町の地域振興策の進める地域として位置づけられています。[裏面③④参照]

国道41号沿道青山地区の近隣商業地域約10.5haにつきましては、平成8年の用途地域の決定以降、現在の土地利用の状況等を踏まえて、住居系用途である「準住居地域」へ変更を予定しています。[裏面⑤参照]

（特別工業地区の決定について「町決定」）

既存の航空宇宙関連の大規模工場が立地している区域と松ノ木島地区として市街化区域へ編入を予定している区域を、工業系の土地利用に純化するため、特別工業地区として都市計画決定を予定しています。建物用途の制限については、町条例により制限を加えることとなります。制限の概要としては次の内容を予定しています。[裏面③参照]

■建築してはならない主な建築物の概要

- ①一般住宅、共同住宅 ②店舗、飲食店 ③ポーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設 ④カラオケボックス等 ⑤マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 ⑥老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 ⑦畜舎

（名古屋空港周辺林先地区計画の変更について「町決定」）

地区計画とは、地域の特性に応じて、道路、公園などの地区施設や建築物等の整備、土地利用についての計画を地域の意向を反映しながら都市計画に定め、これに沿って開発や建築行為を規制誘導することにより、良好な環境の街区を整備し、保全を図るもので、都市計画法に定められた制度です。

地区計画の特徴としては、①地区レベルの詳細な計画が可能であること。②地域のみなさんの意向を計画に取り入れることが可能であること。③計画決定の主体が市町村であることから、地区の実情を反映することが可能であること。が挙げられます。

当該地域の地区計画は平成18年11月17日に町決定しましたが、「近隣商業地域」として市街化区域への編入を予定していることに伴い、これまでの建築物等の用途の制限を概ね次のとおり変更するものです。また、地区計画で定めた地区施設、他の制限内容については継続する予定です。

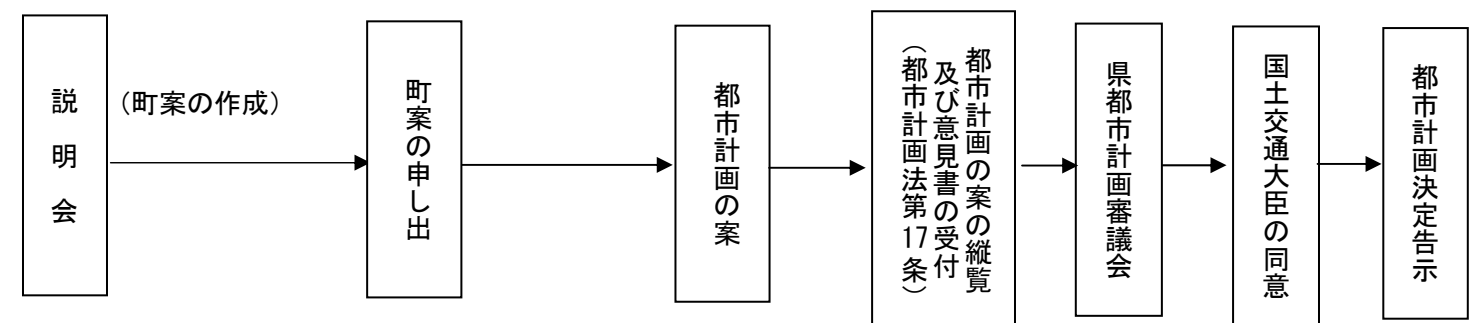
■建築してはならない主な建築物

- ①一般住宅、共同住宅 ②自動車教習所 ③15㎡を超える畜舎
④マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗型性風俗特殊営業

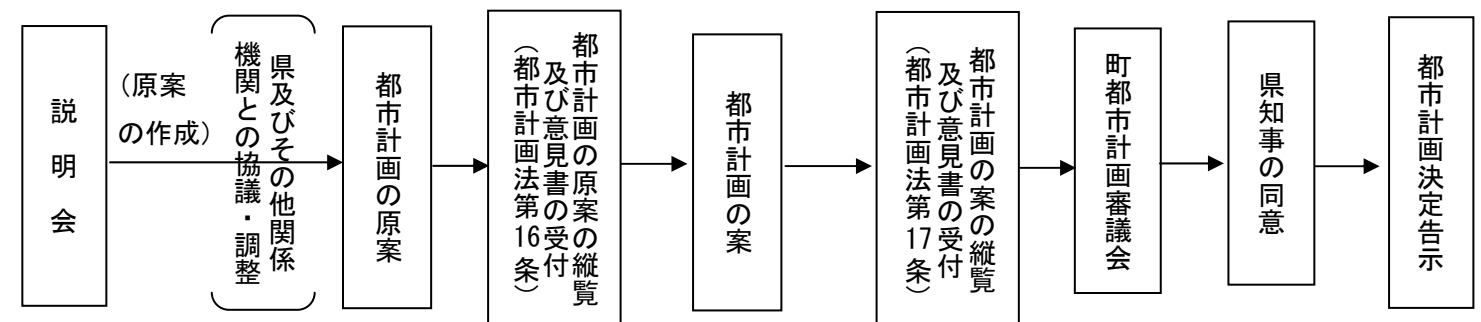
（今後の予定について）

今後の都市計画決定の手続きについては、「愛知県決定」と「町決定」では違いがあります。概要は次のとおりです。

（区域区分（市街化区域編入）、用途地域の変更に係る今後の主な都市計画決定の手続き「愛知県決定」）



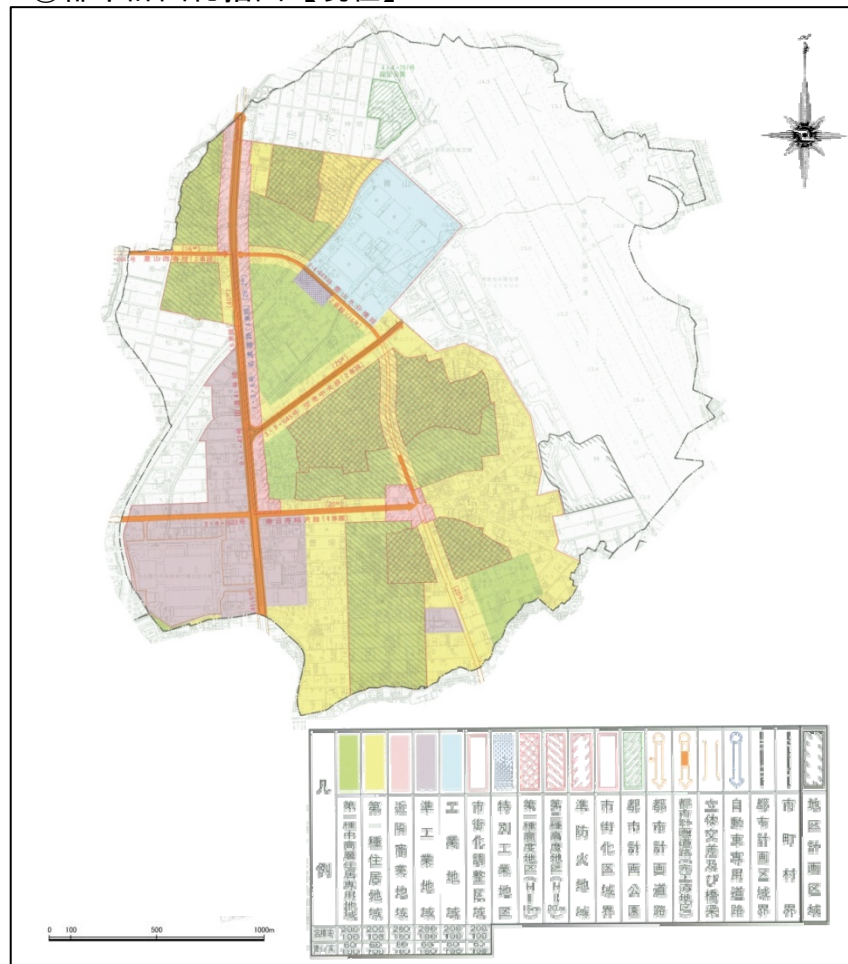
（地区計画の変更に係る今後の主な都市計画決定の手続き「町決定」）



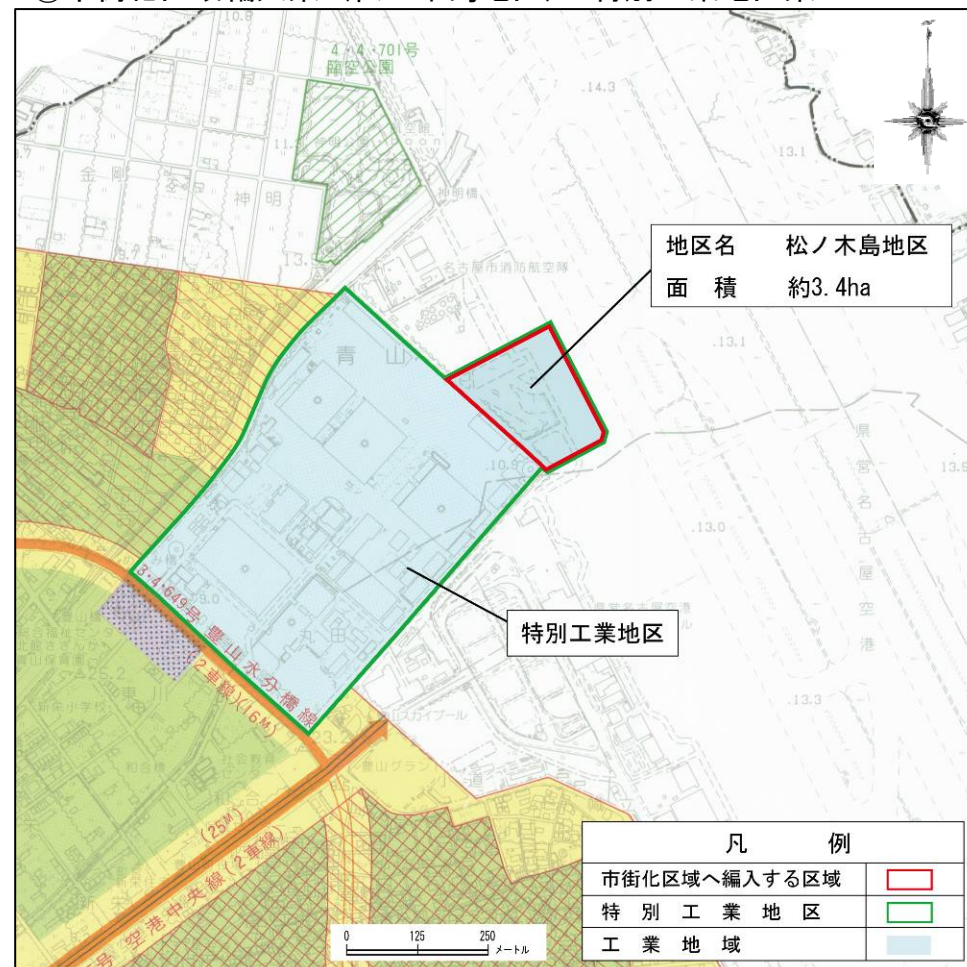
◆都市計画の案及び説明会についてのお問合せ先

○豊山町経済建設部都市計画課 電話0568-28-2463（ダイヤルイン）

①都市計画総括図【現在】



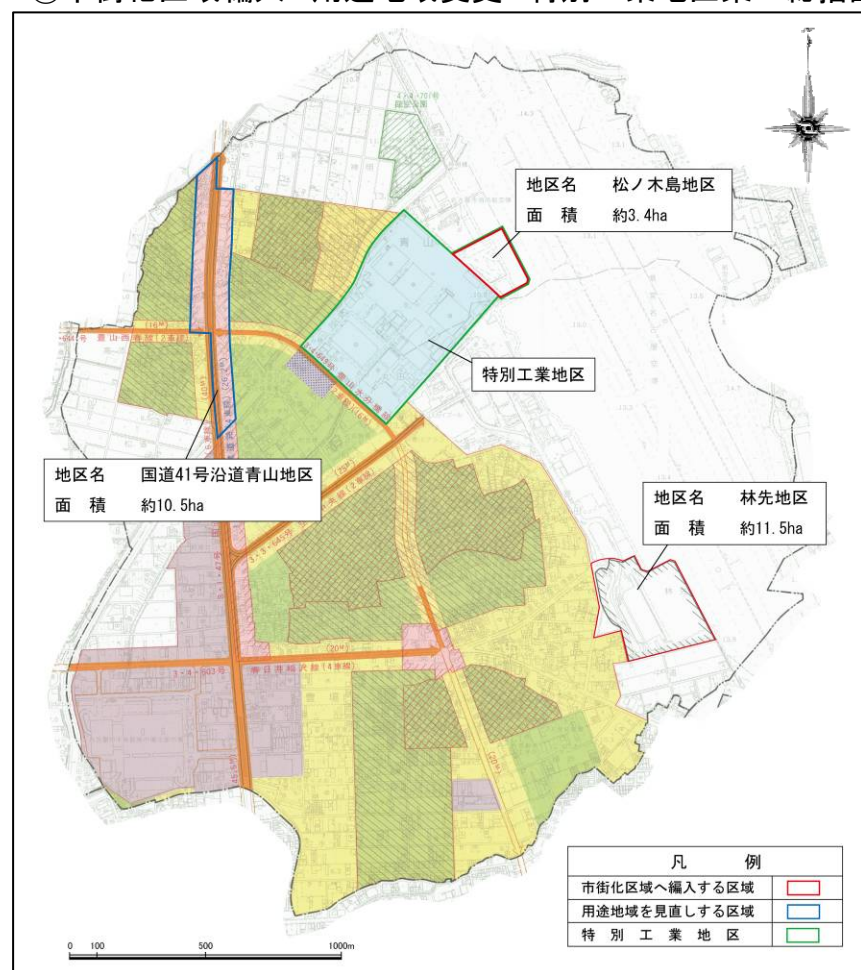
③市街化区域編入案（松ノ木島地区）・特別工業地区案



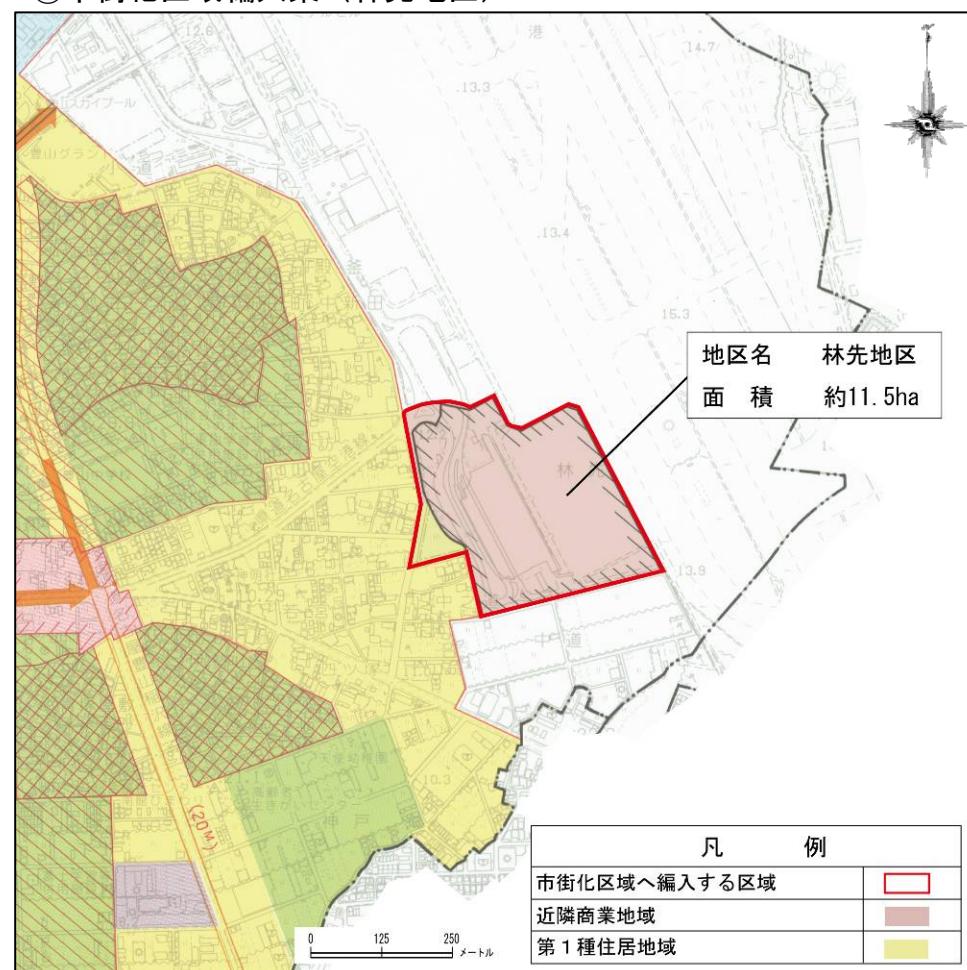
⑤用途地域変更案（国道41号沿道青山地区）



②市街化区域編入・用途地域変更・特別工業地区案 総括図



④市街化区域編入案（林先地区）



⑥編入予定地域と用途地域

地域名	面積	用途地域	備考
松ノ木島地区	約3.4ha	工業地域	特別工業地区
林先地区	約11.0ha	近隣商業地域	地区計画変更
調整池（林先地区）	約0.5ha	第一種住居地域	隣接の用途地域に合わせる
国道41号沿道青山地区	約10.5ha	準住居地域	近隣商業地域より変更